＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

**令和8年度　公文書開示（7月決定分）**

| 月整理番号 | 請　求<br>年月日 | 決　定<br>年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | （根拠規定）条例７条 | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | |
| 1 | R8.5.29 | R8.7.27 | 令和８年２月６日付で判定された令和２年（措）第11号及び令和４年（措）第５号の措置要求事件について、判定案の起案・審査・決裁の過程を示す文書一切。起案文書、委員会付議資料、決裁文書、修正経緯を含む。 | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | 条例第７条第２号、第５号、第６号に該当<br>他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものや、人事委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては審査の公平及び中立性が害されるおそれがあるものであること、審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 2 | R8.6.21 | R8.7.1 | 【請求1】<br>令和8年6月8日付8人委総第196号一部開示決定通知書について、請求人が開示請求時に「写しの交付（紙）」を希望していたにもかかわらず、同通知書の「公文書の開示の日時及び場所」欄に「別途請求人と調整の上、定める日時」及び「東京都人事委員会事務局執務室」と記載したことの根拠、理由、検討過程が分かる文書一切 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |
| 3 | R8.6.21 | R8.7.1 | 令和8年6月8日付8人委総第196号一部開示決定通知書について、同通知書に開示対象文書の具体的な文書名、枚数、内訳を記載しなかった理由、根拠、検討過程が分かる文書一切。担当者間メール、メモ、協議記録、起案文書、決裁文書、法的検討資料、上司への報告文書を含む。 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |
| 4 | R8.6.21 | R8.7.1 | 令和8年6月12日付で請求人が、8人委総第196号一部開示決定通知書に関し、開示対象文書の内訳、文書名、枚数及び郵送による写しの交付手続について照会した件について、回答しないこと又は回答を遅延させることが許されると判断した根拠、理由、検討過程が分かる文書一切。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |
| 5 | R8.6.23 | R8.7.6 | 令和８年６月８日付８人委総第１９６号一部開示決定通知書及び同通知に関する令和８年６月１２日付メールへの対応について、次の文書の開示を請求する。<br>１　開示の区分が「写しの交付（紙）」である場合に、来庁での交付又は郵送での交付を請求者に確認して対応するとの運用の根拠、基準、手順、マニュアル、通知、事務連絡その他これに類する文書一切。<br>２　同通知書について、請求者が郵送交付を希望しているか否か、又は来庁交付・郵送交付のいずれにより対応するかを確認・検討した記録、メール、メモ、起案、決裁、報告、相談記録一切。<br>３　令和８年６月１２日付メールに対する回答内容及び回答時期を検討した記録、メール、メモ、報告、相談記録一切。 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | R8.6.23 | R8.7.6 | 令和８年６月１２日付８人委審査第２９号一部開示決定通知書について、開示対象として特定した公文書の具体的文書名、枚数、内訳、開示部分及び不開示部分の特定方法を示す文書一切。あわせて、同通知書本文において開示対象文書の具体的名称、枚数及び内訳を明示しないことが相当であると判断した根拠、検討過程、担当者間メール、メモ、回答案、決裁文書一切。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 7 | R8.6.23 | R8.7.6 | 令和８年６月１２日付８人委審査第２９号一部開示決定通知書及び同月１５日付８人委総第２０４号全部開示決定通知書について、開示対象文書の具体的名称、枚数、内訳を通知書本文に明示するか否かを検討した記録、メール、メモ、起案、決裁、報告、相談記録一切。あわせて、通知書本文ではなく別紙又は開示実施段階で対象文書を示す取扱いとした根拠及び検討過程を示す文書一切。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課・総務課 |
| 8 | R8.6.23 | R8.7.6 | 令和８年６月１５日付８人委総第２０６号及び同第２０７号の各保有個人情報不開示決定通知書において、請求対象文書を「作成及び取得しておらず、存在しない」と判断した過程を示す文書一切。対象文書の探索範囲、探索方法、探索日時、探索担当者、確認した保存場所、メールボックス、共有フォルダ、文書管理システム、紙文書ファイル、担当者への照会内容及び回答、上司への報告、メール、メモ、回答案、決裁文書を含む。 | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | 開示請求書及び保有個人情報不開示決定通知書のうち、「氏名」「住所又は居所」「電話番号」の部分<br>東京都情報公開条例第７条第２号該当<br>個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであること。 | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |
| 9 | R8.6.26 | R8.7.10 | 令和８年６月１２日付８人委審査第２９号一部開示決定通知書に係る対象公文書（「令和８年４月２３日付け８人委審第１１号　保有個人情報の開示請求に対する決定について」）のうち、以下を除いた文書の開示を請求します。<br>・請求人（●●）が作成・提出した文書<br>・請求人にすでに提示済みの文書<br>すなわち、人事委員会事務局において作成または取得した、当該請求の処理・検討・起案・決裁・供覧その他の内部処理に関する未提示の文書一切の開示を求めます。 | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第10条に該当<br>開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無を開示することになるものであり、このことは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる（条例第７条第２号に該当）。<br>このことは、条例第10条に規定する「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当する。 | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 10 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、東京都職員につき、障害者雇用促進法2条1号の「障害者」<br>該当性を判断する際の基準、手順、確認資料、医師照会の要否、後遺障害等級、障害者<br>手帳及び診断書・意見書の取扱いが分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、<br>根拠とする場合は資料名・該当頁又は項目を明示されたい。公表資料にない内部運用、通知、質疑応答等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 11 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置の申出があった場合に、障<br>害者該当性、配慮の要否、措置内容、実施可否、代替措置及び本人説明について、所属<br>管理職、都教委、人事委員会その他いずれが判断、検討又は決定するのか、権限分担、<br>手順、責任主体、連絡調整及び記録化の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員が、ハローワーク等外部機関から障害者雇用促進法2条1号の「障害者」に該当する旨の判断を受けたと申し出、担当機関名、担当者名その他確認可能な情報を示した場合に、当該外部機関への確認を行うか否か、又は確認を行わないことを許容する基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 13 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置の申出があった場合に、本人への直接確認、建設的対話、症状・支障内容の確認、代替措置の検討又は不実施理由の説明を行わないことを許容する基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。公表資料にない内部運用、通知、質疑応答等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 14 | R8.7.2 | R8.7.16 | 合理的配慮又は勤務上の配慮について、過重な負担、学校運営への支障、人員体制上の制約又は業務上困難であることを理由に実施しない場合に、具体的検討、判断理由、代替措置の検討、本人への説明、記録作成、様式、保存期間及び責任主体が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課 |
| 15 | R8.7.2 | R8.7.16 | 診断書、意見書又は主治医意見において勤務上の配慮又は合理的配慮が必要とされた場合に、所属管理職、都教委又は人事委員会が、医師、産業医、顧問医その他専門職への確認を行わず、当該配慮の必要性を否定、縮小又は保留できる基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 16 | R8.7.2 | R8.7.16 | 障害者雇用率算定上の障害者である職員と、障害者差別解消法又は障害者雇用促進法上の合理的配慮若しくは勤務上の配慮を要する職員とを、都教委又は人事委員会が区別して取り扱う場合の基準、指針、手順、運用、判断資料及び説明方法が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 17 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置の申出があった場合に、障害者雇用促進法2条1号又は障害者差別解消法2条1号の「障害者」該当性を先に確定しなければ、配慮の要否、勤務上の支障、代替措置又は過重な負担の有無を検討しない、又は検討を保留できるとする基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 18 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から具体的な配慮申出があった場合に、障害者該当性、診断名、障害者手帳の有無又は後遺障害等級に疑義があるときであっても、勤務上の支障、必要な配慮内容、代替措置、暫定的措置又は安全配慮上の対応を検討するか否か、その手順、責任主体、記録化及び本人説明の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置の申出があった場合に、公務災害認定、地方公務員災害補償基金の判断、後遺障害等級認定又は障害者手帳の交付がされていないことを理由として、配慮の要否、勤務上の支障、代替措置又は過重な負担の有無の検討を行わない、又は保留できるとする基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 20 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都職員から合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置の申出があった場合に、所属管理職、都教委又は人事委員会が、いつの時点で検討を開始すべきか、障害者該当性の確定前に検討を開始するか、本人確認・建設的対話・医師照会・産業医面談・代替措置検討を行う順序、期限、責任主体及び記録化の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 21 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、東京都職員から、診断書、意見書又は主治医意見に基づき合理的配慮、勤務上の配慮、就業上の措置又は校務分掌上の配慮の申出があった場合に、障害者該当性、公務災害認定、後遺障害等級又は障害者手帳の有無にかかわらず、勤務上の支障、配慮の要否、代替措置及び実施可否を検討する時期、手順、判断主体、記録化及び本人説明の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 22 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、東京都職員から、診断書、意見書又は主治医意見に基づき合理的配慮、勤務上の配慮、就業上の措置又は校務分掌上の配慮が問題とされた場合に、当局、所属管理職、学校経営支援センター、都教委本庁その他関係機関による報告、相談、指導助言、協議、判断理由、連絡調整及び記録保存の有無を、人事委員会がどのように確認又は評価するかが分かる基準、手順、様式、内部運用に関する文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 23 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、東京都職員から、診断書、意見書又は主治医意見に基づき校務分掌上の配慮、合理的配慮、勤務上の配慮又は就業上の措置が問題とされた場合に、各校務分掌の業務量、身体的負担、精神的負担、会議出席、行事対応、出張、超過勤務、宿泊業務その他負担要素を比較し、配慮に適した分掌又は代替措置の有無を判断又は評価する基準、手順、確認資料、記録化及び本人説明の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 24 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、職員又は措置要求者が、ハラスメント相談対応、相談対応マニュアルの不遵守、調査不実施又は事実認定不実施を理由として、職場環境、安全配慮、勤務上の配慮又は現在の勤務条件の改善を求めた場合に、措置要求の対象となるか否かを判断する基準、手順、確認資料、考慮要素及び判断例が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、診断書、公務災害関係文書、休業損害証明、事実証明書その他健康状態又は勤務制限に関する文書の受領、記載、訂正、照会又は取扱いが、病気休暇、復職、就業上の措置、勤務上の配慮、安全配慮又は現在の勤務条件に関係するか否かを判断する基準、手順、確認資料、考慮要素及び判断例が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部総務課・審査課 |
| 26 | R8.7.2 | R8.7.16 | 職員又は教職員が東京都又は都教委を相手方とする訴訟、措置要求、審査請求、公益通報その他不服申立てを行っている場合に、合理的配慮、勤務上の配慮、安全配慮、産業医面談又は医療資料の取扱いを保留、制限、拒否又は通常と異なる取扱いとすることを許容する基準、指針、手順、運用が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 27 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、措置要求における過去の言動、ハラスメント、診断書の取扱い、安全配慮、配慮申出への対応又は相談対応が、現在の勤務条件について直接かつ具体的に維持又は改善を求めるものに該当するか否かを判断する基準、手順、確認資料、考慮要素及び判断例が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 28 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、措置要求者が過去又は現在の勤務条件に関し、管理職、相談担当者、都教委職員その他関係者の言動、説明又は対応を問題とした場合に、人事委員会が関係者聴取、事実確認、音声データ確認、当局照会又は資料提出要求を行うか否かを判断する基準、手順、確認資料、記録化及び判断例が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 29 | R8.7.2 | R8.7.16 | 東京都人事委員会において、措置要求の審査に際し、「当委員会の調査によれば」等として事実認定又は判断を行う場合に、当局照会、関係者聴取、資料確認、音声データ確認、相談記録確認その他調査方法を選択する基準、手順、調査範囲、記録化、判断資料及び措置要求者への説明の要否が分かる文書。一般公表資料自体は対象外とするが、根拠資料名・該当頁又は項目の明示を求める。内部運用等は対象に含む。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |
| 30 | R8.7.6 | R8.7.17 | 東京都人事委員会において、措置要求事件その他の審査において請求人又は職員の障害者差別解消法第2条第1号の障害者該当性、合理的配慮又は就業上措置の要否が問題となった場合に、人事委員会がこれらを独自に判断し、又は判断しないこととする権限、基準、手順、期限及び東京都教育委員会その他の任命権者との役割分担を定めた文書一切。また、審査に長期間を要する場合における請求人の勤務上・健康上の不利益回避措置に関する文書一切。一般に公開されている文書は除く。ただし、公開文書に記載があるとして不開示又は不存在とする場合は、当該文書名及び該当箇所を明示されたい。 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 人事委員会事務局任用公平部審査課 |